五　未決済信用取引等（所得税法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等をいう。以下この号において同じ。）又は未決済デリバティブ取引（同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に係る権利　当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に関する事項が記載された書類
六　貸付金　金銭の貸付け又は当該貸付金の利子の受領若しくは譲渡に関する事項が記載された書類
七　前各号に掲げる国外財産以外の国外財産　当該国外財産の取得、運用又は処分に関する事項が記載された書類

第十四条中「第二項の規定の適用がある場合」を「第三項（同条第七項第二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合」に、「第二項の規定の適用がある旨」を「第三項の規定の適用がある旨」に改める。

第十六条第一号中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一号の改正規定及び第十六条第一号の改正規定は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第四条第五項の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項に規定する告知書を提出する場合について適用する。

3　新規則第四条第六項の規定は、施行日以後に内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の二第一項に規定する告知書を提出する場合について適用する。

○財務省令第二十四号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第一号中「いずれかの方法」を「方法のいずれか」に改め、同項第二号ロ中「において」を「及び第二号において」に改める。

第八条第一項中「の各号」を削り、「いずれかの措置」を「措置のいずれか」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

第八条第一項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

○財務省令第二十五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十号中「及び第四条」を削る。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号中「附則第七十九条第十二項」及び「第九十条第十二項」の下に「若しくは第十四項」を加え、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「（同条第三項第二号に係る部分に限る。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第七号まで」を「この号及び次号」に改め、「及び第七号」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項に次の二号を加える。

七　平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第八十四条若しくは第八十六条第二項若しくは第三項又は第九十八条若しくは第百条第二項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項若しくは第四十四条の五第一項又は第六十八条の十五の七第一項、第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項の規定

第四条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「、第十二項若しくは第十四項」を「若しくは第十二項」に、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号中「第四十七条の二第一項」及び「第六十八条の三十五第一項」の下に「（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び次号において「令和二年改正法」という。）附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和二年旧措置法」という。）第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

七　令和二年改正法附則第八十七条第一項又は第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第五十五条の二（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）又は第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）の規定

第四条第二項第八号及び第九号を削る。